

様式第十五の備考 4 中「法第11条の規定により」の「明細書、請求の範囲又は図面について補正する場合にあつては、国際出願の出願時における明細書、請求の範囲又は図面における記載のうち、当該補正のための根拠を「補正の内容」の欄に記載するとともに、」を「加える」。

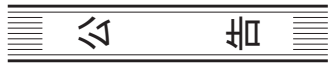
様式第十五の備考 2 中「法第11条の規定により」の「明細書、請求の範囲又は図面について補正する場合にあつては、国際出願の出願時における明細書、請求の範囲又は図面における記載のうち、当該補正のための根拠を「Subject Matter of Correction (Amendment)」の欄に記載するとともに、」を加える。

附 則  
(施行期日)

第 1 条 この通令は、平成 11 年 7 月 1 日から施行する。

(特許法施行規則の改正に伴う経過措置)

第 1 条 この通令の施行期日は、十九年七月十九日(平成十九年七月十九日)で作成された特許協定第十九条(一)又は第三十四条(二)の規定に基づき補正をした国際特許出願(以下この特許法施行規則第三十八条の二第二項(採用新案法施行規則(昭和十五年通商産業省令第十一号)第三十三条第五項において使用する場合を含む。)の規定による補正書の日本語による翻訳文又は特許法施行規則第三十八条の六(採用新案法施行規則第三十三条第六項において使用する場合を含む。)の規定による補正書の日本語による翻訳文若しくは補正書の写しの提出(以下この通令の施行後も、その従前の例によるものとする。)



語 彙 集

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成 2 2 年(フ)第 9 1 9 3 号

千葉県山武郡横芝光町栗山 4919-13

債務者 勝又 正

- 1 決定年月日時 平成 22 年 6 月 9 日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西山 温
- 4 破産債権の届出期間 平成 22 年 7 月 7 日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 平成 22 年 8 月 6 日午前 10 時
- 6 免責意見申述期間 平成 22 年 8 月 6 日まで

東京地方裁判所民事第 20 部

平成 2 2 年(フ)第 9 2 5 1 号

東京都稲城市押立 1712

債務者 加藤 公禧

- 1 決定年月日時 平成 22 年 6 月 9 日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 木嶋 純子
- 4 破産債権の届出期間 平成 22 年 7 月 7 日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 平成 22 年 8 月 6 日午前 11 時 30 分
- 6 免責意見申述期間 平成 22 年 8 月 6 日まで

東京地方裁判所民事第 20 部

平成 2 2 年(フ)第 9 2 5 2 号

千葉県市原市ちはら台南 4 丁目 2-16

債務者 野中 雅浩

- 1 決定年月日時 平成 22 年 6 月 9 日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 木村 裕二
- 4 破産債権の届出期間 平成 22 年 7 月 7 日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 平成 22 年 8 月 6 日午前 11 時 30 分
- 6 免責意見申述期間 平成 22 年 8 月 6 日まで

東京地方裁判所民事第 20 部

平成 2 2 年(フ)第 9 2 5 7 号

東京都府中市四谷 3 丁目 56-3-101

債務者 沼尾 卓

- 1 決定年月日時 平成 22 年 6 月 9 日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 木嶋 純子
- 4 破産債権の届出期間 平成 22 年 7 月 7 日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 平成 22 年 8 月 6 日午前 11 時 30 分
- 6 免責意見申述期間 平成 22 年 8 月 6 日まで

東京地方裁判所民事第 20 部

平成 2 2 年(フ)第 9 2 5 8 号

千葉県八千代市八千代台北 15 丁目 18-10

債務者 佐藤 直敏(旧姓保智)

- 1 決定年月日時 平成 22 年 6 月 9 日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小川 朗
- 4 破産債権の届出期間 平成 22 年 7 月 7 日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 平成 22 年 8 月 6 日午前 11 時
- 6 免責意見申述期間 平成 22 年 8 月 6 日まで

東京地方裁判所民事第 20 部

平成 2 2 年(フ)第 9 2 5 9 号

東京都練馬区関町北 2 丁目 30-10-201

債務者 神谷 健太

- 1 決定年月日時 平成 22 年 6 月 9 日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 板谷 淳一
- 4 破産債権の届出期間 平成 22 年 7 月 7 日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 平成 22 年 8 月 6 日午後 2 時
- 6 免責意見申述期間 平成 22 年 8 月 6 日まで

東京地方裁判所民事第 20 部

平成 2 2 年(フ)第 9 2 6 1 号

神奈川県足柄上郡松田町寄 1317-19

債務者 齋藤 一博

- 1 決定年月日時 平成 22 年 6 月 9 日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 板谷 淳一
- 4 破産債権の届出期間 平成 22 年 7 月 7 日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 平成 22 年 8 月 6 日午後 2 時
- 6 免責意見申述期間 平成 22 年 8 月 6 日まで

東京地方裁判所民事第 20 部

平成 2 2 年(フ)第 9 2 6 3 号

東京都大田区多摩川 2 丁目 12-20-502

債務者 須藤貴子・高山貴子こと 崔 貴順

- 1 決定年月日時 平成 22 年 6 月 9 日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 木曾 真吾
- 4 破産債権の届出期間 平成 22 年 7 月 7 日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 平成 22 年 8 月 6 日午後 2 時 30 分
- 6 免責意見申述期間 平成 22 年 8 月 6 日まで

東京地方裁判所民事第 20 部

平成 2 2 年(フ)第 9 2 6 5 号

埼玉県狭山市狭山台 3 丁目 23-3-11-107

債務者 新井 寿男

- 1 決定年月日時 平成 22 年 6 月 9 日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 金田 繁
- 4 破産債権の届出期間 平成 22 年 7 月 7 日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 平成 22 年 8 月 6 日午後 1 時 30 分
- 6 免責意見申述期間 平成 22 年 8 月 6 日まで

東京地方裁判所民事第 20 部

平成 2 2 年(フ)第 9 2 6 6 号

東京都武蔵村山市神明 2 丁目 115-6

債務者 藤井 光治

- 1 決定年月日時 平成 22 年 6 月 9 日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大森 夏織
- 4 破産債権の届出期間 平成 22 年 7 月 7 日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 平成 22 年 8 月 6 日午前 10 時 30 分
- 6 免責意見申述期間 平成 22 年 8 月 6 日まで

東京地方裁判所民事第 20 部

平成 2 2 年(フ)第 9 2 6 7 号

千葉県千葉市稲毛区園生町 395-10-101

債務者 齋藤 昭男(旧姓吉野)

- 1 決定年月日時 平成 22 年 6 月 9 日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小栗 夏生
- 4 破産債権の届出期間 平成 22 年 7 月 7 日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 平成 22 年 8 月 6 日午前 11 時
- 6 免責意見申述期間 平成 22 年 8 月 6 日まで

東京地方裁判所民事第 20 部

平成 2 2 年(フ)第 9 2 6 8 号

東京都練馬区北町 1 丁目 26-11-102

債務者 橋本 知明

- 1 決定年月日時 平成 22 年 6 月 9 日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 木曾 真吾
- 4 破産債権の届出期間 平成 22 年 7 月 7 日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 平成 22 年 8 月 6 日午後 2 時 30 分
- 6 免責意見申述期間 平成 22 年 8 月 6 日まで

東京地方裁判所民事第 20 部